

鳥取県告示第152号

平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
1～5 略	1～5 略
6 会議開催の周知 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を <u>県民課</u> 並びに <u>東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局</u> （以下「 <u>県民課等</u> 」という。）で閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。 (1)～(8) 略	6 会議開催の周知 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を <u>県民室</u> 並びに <u>中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局</u> （以下「 <u>県民室等</u> 」という。）で閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。 (1)～(8) 略
7 会議録及び会議資料の公開 (1) 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を <u>県民課等</u> 及び担当課で閲覧に供するとともに、会議録をとりネットに掲載するものとする。 (2) 略	7 会議録及び会議資料の公開 (1) 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を <u>県民室等</u> 及び担当課で閲覧に供するとともに、会議録をとりネットに掲載するものとする。 (2) 略
8 審議会等調書の作成及び公開 (1)及び(2) 略 (3) (1)又は(2)により提出された審議会等調書は、 <u>県民課等</u> で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。	8 審議会等調書の作成及び公開 (1)及び(2) 略 (3) (1)又は(2)により提出された審議会等調書は、 <u>県民室等</u> で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。
9及び10 略	9及び10 略